

ひょうごアスリート応援団 実施要領

1 趣 旨

本県ゆかりの（元）トップアスリート等により構成する人材リスト「ひょうごアスリート応援団」を作成し、登録者等を県スポーツ協会加盟団体が実施する各種事業に派遣することにより、本県ジュニアアスリートの育成及び地域スポーツ活動の推進を図る。

2 対象事業

県スポーツ協会加盟団体（国体正式競技以外の競技団体・市町スポーツ・体育協会）が実施するジュニアアスリート育成事業及びスポーツ関連事業等

3 登録対象者等

事業の趣旨に賛同し承諾を得た、本県ゆかりの（元）トップアスリート、オリンピック、（元）プロスポーツ選手・チーム、実業団チーム等

4 実施方法

- (1) 県ス協事務局が推薦を受けた登録候補者・チームから承諾を得て、「ひょうごアスリート応援団」登録者リストを作成し、県ス協HPに掲載する。
- (2) 県ス協HPの登録者リストから、事業実施者が希望する登録者・チームを県ス協事務局へ照会する。
- (3) 県ス協事務局が登録者・チームに連絡する。
- (4) 登録者・チーム了承後、県ス協事務局が事業実施者に通知する。
- (5) 事業実施者が登録者・チームと日程等の調整をする。
- (6) 事業実施後、事業実施者が実施報告書を県ス協に提出する。

※ 別紙参照

5 その他

- (1) 謝金は、実施報告書提出後、県ス協事務局が謝金単価基準(別表参照)に従い事業実施者に支払う。それ以外に要する費用は、事業実施者が負担すること。
- (2) 参加者の事故等については、事業実施者が責任を持って処理すること。